

令和 3年 1月26日 開会

令和3年第1回

農業委員会議録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（令和3年 第1回）								
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室							
開会日時	令和3年 1月26日(火) 午後 1時28分							
閉会日時	令和3年 1月26日(火) 午後 2時03分							

出席及び欠席委員								
職名	氏名	出	欠	職名	氏名	出	欠	
会長(11番)	桑平 稔	○		委員(7番)	丸本 昭	○		
職務代理(2番)	坂本 誠治	○		委員(8番)	堀部 勝博	○		
委員(1番)	大西 昭	○		委員(9番)	藤村 晃	○		
委員(3番)	岡本 伸清	○		委員(10番)	小栗 利文	○		
委員(4番)	浅川 虎夫	○		委員(12番)	松岡 和夫		○	
委員(5番)	塩田 勇	○		委員(13番)	小倉 正		○	
委員(6番)	柴田 純二	○		委員(14番)	西岡 勝幸	○		

議事録署名委員	5番 塩田 勇	7番 丸本 昭
---------	---------	---------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 篠原 尚志 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付議事件	別紙のとおり
------	--------

## 付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について  
議案第3号 非農地通知について
- 日程第3 その他

## 会議の経過

### 事務局長

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年第1回農業委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、2名の委員さんが欠席されておりますが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願ひ致します。

### 議長

一言、ご挨拶を申し上げます。

年も明けまして、令和3年最初の会議でございますが、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席を賜り、本会議が開催できます事、厚くお礼申し上げます。

昨年は、世界中で新型コロナウイルスが感染拡大し、経済活動が縮小するなど極めて厳しい1年となりました。日本国内はもとより、我々の身近にも感染拡大が懸念され、その防止対策が緊急課題となっております。手洗いの励行、三密を避けるなど感染予防を徹底し、早期終息を願うばかりです。

本年も米の生産調整や米価等、農業を巡る情勢は厳しいものがあり、耕作放棄地の解消、鳥獣被害対策など多くの課題を抱えております。担い手をはじめとする営農組織の育成を図り、地域の皆様とともに気軽に相談できる身近な農業委員会として、今後も各委員さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、着座での進行とさせていただきます。

議 長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長

異議なしと認めます、それでは指名させて頂きます。  
「5番 塩田委員」さん、「7番 丸本委員」さんをご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

(農地法第3条)

議 長

続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

## 事務局長

着座でご説明させていただきます。

議案書の 1 ページをお開き下さい。

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、1 件でございます。

会議資料については、1 ページから 15 ページまでを順次ご覧ください。

譲渡人が、「美馬市美馬町字谷ヨリ西 29 番地 1 の●●●●さん」、譲受人が「つるぎ町半田字下竹 543 番地 2 の●●●●さん」で、申請地は、「半田字下竹 571 番 1 ・地目は畠・面積 40 m<sup>2</sup>、下竹 571 番 2 ・地目は畠・面積 83 m<sup>2</sup>、同じく下竹 545 番・地目は畠・面積 602 m<sup>2</sup>」の土地 3 筆を売買による所有権移転でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

1 番の申請について、塩田委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

## 塩田委員

議案書の 1 ページの 1 番の申請について、1 月 19 日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の3ページの位置図にありますように、下竹の黒石橋を渡って、3分程上がつていった初めての分かれ道を右に下ったところに位置する土地でございます。

譲渡人は、23年前より隣の美馬市に転居し、もとあった下竹の居宅については、それ以来、空き家状態であります。

今後も宅地と居宅同様、所有の農地の管理・耕作も行き届かないため、今回の申請地の隣接に居宅を構えている譲受人に売却の申出をしたところ、このたび双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

譲受人においては、看護師の傍ら10年の農作業歴があり、現在も自作地において農作業に従事しております。

権利取得後は、申請地に自作地と同様の耕作をし、季節野菜を作付けして全体を利用する計画となっております。

地域農業集落の取り決めに従い、農薬の使用方法に変わりなく、支障のないよう耕作を行い、被害が生じた場合は、責任をもって対処する旨、附記されております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長

ただ今、塩田委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各 委 員 異議（意見）なし。

議長

ご異議がないようですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

(利用権設定)

議長

続きまして「日程第2 議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページから3ページをお開きください。

会議資料は、16ページから35ページまでとなっております。

「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。

今回は、再設定が5件7筆、新規設定が5件12筆の合計10件・19筆でございます。

1件目は、「半田木ノ内南の●●●●さん」から「半田逢坂中の●●●●さん」に、半田字東久保489番1の田・562m<sup>2</sup>の1筆で賃借権3年の再設定で、耕作作目は水稻です。

2件目は、「貞光太田第1の●●●●さん」から「貞光太田第2の●●●●さん」に、貞光字太田西172番1の田・面積1,249m<sup>2</sup>、同じく太田西171番の田・面積1,080m<sup>2</sup>の2筆で賃借権3年の再設定で、耕作作目は水稻です。

3件目は、「三重県名張市の●●●●さん」から、「貞光大坊上の●●●●さん」に貞光字馬出80番3の田・面積565m<sup>2</sup>、貞光字宮下111番1の田・面積924m<sup>2</sup>の2筆で賃借権から使用貸借権5年へ権利移転の再設定です。耕作作目は水稻です。

4件目は、「貞光北中町の●●●さん」から「貞光岡の●●●●さん」に、貞光字大須賀38番2の田・1, 643m<sup>2</sup>の1筆で使用貸借権1年の再設定です。耕作作目は水稻です。

5件目は、「半田東中の●●●●さん」から、「半田平良石の●●●●さん」に半田字東久保409番1の畑・1, 102m<sup>2</sup>の1筆で使用貸借権3年の再設定です。耕作作目は花木です。

6件目は、「吉野川市鴨島町の●●●さん」から、「貞光東浦北の●●●●さん」に貞光字宮内2番2の畑・380m<sup>2</sup>の1筆で使用貸借権10年の新規設定です。耕作作目は野菜です。

7件目は、「半田奥峠の●●●●さん」から「半田奥峠の●●●●さん」に、半田字平良石882番1の畑・1, 244m<sup>2</sup>、同じく平良石882番4の畑・面積2, 628m<sup>2</sup>、同じく平良石883番3の畑・面積134m<sup>2</sup>、同じく平良石884番1の畑・面積1, 716m<sup>2</sup>、同じく平良石980番1の畑・面積1, 474m<sup>2</sup>、同じく平良石980番2の畑・面積691m<sup>2</sup>、同じく平良石987番1の畑・面積3, 448m<sup>2</sup>の合計7筆で使用貸借権10年の新規設定で、耕作作目は柿です。

8件目は、「半田木ノ内南の●●●●さん」から、「半田逢坂中の●●●●さん」に半田字東久保543番1の田・451m<sup>2</sup>の1筆で賃借権3年の新規設定です。耕作作目は水稻です。

9件目は、「半田逢坂南の●●●●さん」から「半田天皇の●●●●さん」に、半田字天皇79番の田・1, 036m<sup>2</sup>の1筆で使用貸借権5年の新規設定です。耕作作目は野菜です。

10件目は、「貞光引地の●●●●●さん」から、「美馬市美馬町の●●●●●さん」に貞光字引地97番1の畑・340m<sup>2</sup>、同じく引地99番の畑・1, 380m<sup>2</sup>の2筆で賃借

権 5 年の新規設定です。耕作作目は柚子です。

以上、合計面積は 22,047 m<sup>2</sup>でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各委員 異議（意見）なし。

議長

ご異議がないようでございますので、「日程第 2 議案第 2 号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

(非農地通知)

議長

次に、「日程第 2 議案第 3 号 非農地通知について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書の 4 ページをお開きください。

会議資料は、36ページから45ページまでとなっております。

「非農地通知について」でございます。

申請については、申請人が、「つるぎ町半田字西久保248番地の●●●●さん」でございます。

申請地につきましては「半田字西久保342番8で登記地目は畠、面積・1.97m<sup>2</sup>」の土地でございます。

1月19日に、浅川委員さんと事務局で現地を確認しました。

会議資料の45ページの位置図にありますように、八千代方面と平良石方面の分かれ道100m手前の西山地区にあり、平屋住宅が建っている土地であります。

申請者は、昭和59年に西久保342番1の土地を342番1と342番4に分筆をしました。

そして、昭和60年に分筆後の342番1を申請者の姉が居宅を新築するということで造成を行いました。

その際に誤って、もう一つの分筆先の西久保342番4の土地（今回の申請地）の一部についても一緒に造成してしまい、それ以降この申請地が会議資料の40ページの現況写真のとおり、宅地の一部分として利用され、現在に至っております。

なお、申請地は平成13年に旧半田町により、道路拡張のため、現況に合わせて西久保342番4の土地から分筆されており、西久保342番8となっています。

342番1の宅地については、令和2年8月に売買による所有権移転をしており、増築も行うということで、今回この申請地の非農地証明願を申請することとなったようです。

現在のこの状況等からみて、人為的な転用行為が行われてから20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能であり、農地行政上支障がないと認められます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今の「非農地通知」について、ご質疑・ご意見はございませんか。

各 委 員 異議（意見）なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、「日程第2 議案第3号 非農地通知について」は、承認することに致します。

次に、「日程第3 その他」についてを議題と致します。

事務局より事務連絡があります。

事務局長

それでは、お手元にお配りしております書籍・書類等をご確認ください。

1点目は、「2020年度 農業委員会業務必携」2点目は、「2021年農業委員会手帳」3点目は、徳島県農業会議より贈呈の「全国農業図書ブックレット 改訂版 地域(集落)の未来設計図を描こう！」4点目は、「令和2年分 紙与所得の源泉徴収票」5点目は、「農業委員の活動記録簿集計表（令和3年1月～3月分）様式

(以上5点の配布資料を説明する。)

次回の「第2回農業委員会」の開催日程についてでございますが、11月開催の農業委員会のその他での意見の集約で、最終週の火曜日の午後開催ということで固定化させていただいております。よって、令和3年3月30日（火）13時30分から、同室での開催とすることによろしいでしょうか。

各委員 異議（意見）なし。

議長

ご異議がないようでございますので、次回3月30日開催で決定いたします。

何か他にご意見等ございませんか。

各委員 意見なし。

議長

他にご意見等もないようですので、これで本日の議題はすべて終了致しました。

長時間、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第1回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

終了 午後 2時03分

令和 3年 1月26日

つるぎ町農業委員会 会長 桑 平 稔

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 5番委員

議事録署名者 7番委員